

都留市ふるさと納税推進業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、都留市ふるさと納税推進業務（以下「本業務」）を委託するに当たり、業務全般に関する豊富な経験や知識、実績、企画力を有する事業者を公募型プロポーザルにより選定するため必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

都留市ふるさと納税推進業務委託

(2) 業務内容

都留市ふるさと納税推進業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 委託期間

令和 9 年 4 月 1 日 から 令和 11 年 3 月 31 日まで（2 年間）とする。

※ただし、業務実績が良好と認められる場合は、最長で令和 12 年 3 月 31 日（令和 11 年度）まで随意契約を締結することができるものとする。

※契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までは、業務開始に向けた準備期間とし、その間の委託料は発生しないものとする。

※都留市議会において令和 9 年度予算が議決されない場合は契約を行わないものとする。

(4) 履行場所

都留市内及び本市が指定する場所

(5) 提案上限額

寄附金額の 5%（消費税及び地方消費税を除く）以内とする。

※当該委託料には、返礼品の調達費用および発送費用、ポータルサイト手数料、各種システム利用料、クレジットカード等の決済手数料は含めない。

※受注者において返礼品の発注や配送管理を行わない寄附については委託料の対象とならない。

※受領証明書発行代行委託料、ワンストップ特例申請受付手数料は含めない。

3 公告

本プロポーザルの公告は、都留市公告式条例（昭和 29 年都留市条例第 3 号）に基づき行うほか、都留市ホームページに掲載するものとする。

4 実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の公表	令和 8 年 9 月 14 日（月）
質問書の受付期間	令和 8 年 9 月 14 日（月）から 令和 8 年 9 月 18 日（金）午後 5 時まで
質問書への回答	令和 8 年 9 月 30 日（水）を予定
参加意向申出書の提出期限	令和 8 年 9 月 14 日（月）から 令和 8 年 10 月 5 日（月）午後 5 時まで
参加資格確認結果通知予定日 （書類による参加資格確認及び一次審査）	令和 8 年 10 月 9 日（金）
提案書の受付期間	令和 8 年 10 月 9 日（金）から 令和 8 年 10 月 22 日（木）午後 5 時まで

プレゼンテーション審査	令和 8 年 11 月 12 日（木）
審査結果通知	令和 8 年 11 月 19 日（木）を予定

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本事業の業務開始日までに山梨県内に事業所（支店、営業所等を含む。）を有し、本市担当者を置くことを確約できる者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申し立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われていないこと。
- (4) 参加意向申出書等提出期限において、都留市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 9 年都留市訓令第 1 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となっている活動を行っている者等、山梨県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 35 号）第 4 条又は、都留市暴力団排除条例（平成 24 年都留市条例第 12 号）第 8 条の規定に基づく、排除対象者でない者。
- (6) 市税その他の徴収金について滞納がないこと。
- (7) 令和 4 年度以降に、本業務と同種・類似の業務の運用実績があり、かつ年間 10 億円以上の寄附実績がある自治体における運営実績があること。
- (8) 都留市内共通ゴルフ利用券の取り扱いが可能であること。（寄附者へのゴルフ利用券の発送等）
- (9) 過去 3 年間、本市または他の地方公共団体から指名停止や損害賠償等の行政処分を受けていないこと。
- (10) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会の「プライバシーマーク」又は ISO/IEC27001 に基づいた国際規格の情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得し、定期的に更新を行っていること。

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和 8 年 9 月 14 日（月）から令和 8 年 9 月 18 日（金）まで
- (2) 質問方法 質問書（様式第 1-6 号）に質問事項を記載の上、担当部署に電子メールで提出すること。
件名を「【質問】都留市ふるさと納税推進業務委託について（会社名）」とすること。
※送信後、必ず担当部署宛に受信確認を電話にて行うこと。
- (3) 質問内容 応募書類の作成に係る質問に限る。なお、評価または審査に係る質問は一切受け付けない。
- (4) 回答方法 令和 8 年 9 月 30 日（水）午後 5 時までに、都留市ホームページへ公開し、個別には回答しない。

7 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、下記により書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和 8 年 10 月 5 日（月）午後 5 時まで【必着】
- (2) 提出書類
ア 参加意向申出書（様式第 1 号）

- イ 事業者概要（様式第 1-1 号）
- ウ 業務実施体制報告書（様式第 1-2 号）
- エ 誓約書（様式第 1-3 号）
- オ 再委託承諾願（様式第 1-4 号）※必要に応じて
- カ 業務実績報告書（様式第 1-5 号）
- キ 履歴事項全部証明書（法人の登記事項証明書）（発行後 3 ヶ月以内、写し可）
- ク 国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（発行後 3 ヶ月以内、写し可）
- ケ 業務提携等を行っている場合は、業務提携等を証明できるもの（写し可）
- コ 一般社団法人日本情報経済社会推進協会の「プライバシーマーク」又は ISO/IEC27001 に基づいた国際規格の情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得し、定期的に更新を行っていることを証明できるもの（写し可）

- (3) 提出方法 担当部署に電子メールで提出すること。
 件名を「【参加意向申出書】都留市ふるさと納税推進業務委託について（会社名）」とすること。
 ※送信後、必ず担当部署宛に受信確認を電話にて行うこと。

8 一次審査（書類審査）について

一次審査は、参加意向申出書を提出した事業者が 4 者を超えた場合、参加資格を有する者の提出書類を審査し、プロポーザル関係書類の提出を要請する者を 3 者選定する。

- (1) 審査方法
 企画課において参加資格の有無および提出書類を総合的に審査し、評価が高い方から 3 者を二次審査（プレゼンテーション）に進む事業者として選定する。
- (2) 審査項目
 「都留市ふるさと納税推進業務委託 公募型プロポーザル審査 一次審査基準書」のとおりとする。
- (3) 審査結果の通知
 審査結果は各事業者に対して、令和 8 年 10 月 9 日（金）に電子メールによって通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

9 提案書の提出

提案資格確認結果通知書（様式第 2 号）及びプロポーザル関係書類提出要請書（様式第 4 号）を受けた者は、下記により提案書を提出すること。

- (1) 提出期限
 令和 8 年 10 月 22 日（木）午後 5 時まで【必着】
- (2) 提案書に添付する書類
 次に掲げる書類をアからウの順に 10 部（原本 1 部、写し 9 部）提出すること。
 また、アからウの書類を PDF ファイルにし、次のいずれかで提出すること。
 ・ CD 等の記録媒体（USB は除く）に保存して提出
 ・ 電子メール（10MB 以下に限る。）にて提出
- ア 提案書の表紙（様式第 6 号）
- イ 提案書（任意様式。「都留市ふるさと納税推進業務仕様書」を踏まえ、作成すること。）
- ウ 見積書（様式第 6-1 号）
 ※押印を要する資料については、原本をコピーしたもので良い（モノクロ可）。
- (3) 提出方法

持参または郵送すること。

（受付期間内必着。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、本市はその責めを負わない。）

※持参の場合は、土・日・祝日を除いた平日の午前9時から午後5時までとし、事前に担当部署宛に連絡すること。

※PDF ファイルを電子メールで提出した場合、送信後、必ず担当部署宛に受信確認を電話にて行うこと。

10 提案書の作成方法

9（2）イに記載した提案書の作成については、以下の方法により作成すること。

- （1）図表等を活用して分かりやすい書類の作成をすること。ただし主要内容は、文章により説明されていること。できる限り具体的・定量的に提案し、専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現にすること。なお、専門用語等は、脚注を付記すること。
- （2）別紙「都留市ふるさと納税推進業務委託仕様書」に記載された業務内容の項目に沿って記載し、提案すること。
※特に前提条件および6.業務の詳細については具体的な提案を記載すること。
- （3）提案書は、A4 版（カラー・横向き・横書き・両面印刷・文字サイズ 12 ポイント以上）、ページ数は 35 ページを上限とし、ページ番号を割り振ること。（ページ上限に表紙および裏表紙は含まない。）
- （4）ファイル綴り、冊子（ホッチキス止め可）等にまとめること。

11 説明会について

応募書類の作成方法等についての説明会は実施しないものとする。

12 二次審査（プレゼンテーション）について

二次審査は、「都留市プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提案書の内容を総合的に審査、評価を行い、受注候補者及び次点候補者を選定する。

（1）二次審査（プレゼンテーション）の実施

- | | | |
|---|------|---|
| ア | 開催日時 | 令和8年11月12日（木）午後1時30分から予定
時間等の詳細は別途通知します。 |
| イ | 会場 | 都留市役所 3階 大会議室 |
| ウ | 説明時間 | 提案内容の説明を1社40分以内（説明30分＋質疑応答10分程度）とする。 |
| エ | 説明方法 | 会場へ入室できるのは3名以内とし、主たる説明は本業務の担当予定者が行うこと。
プロジェクター及びスクリーンを会場に用意するので、必要があれば説明に用いること。ただし、PC等は各自用意すること。 |
| オ | その他 | プレゼンテーションの際に追加資料の提出は一切認めない。
審査委員会は非公開で行い、審査の内容及び経過に関する問い合わせには応じない。 |

（2）審査項目

「都留市ふるさと納税推進業務委託 公募型プロポーザル審査 二次審査 基準書」のとおりとする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、令和 8 年 11 月 19 日（木）に当該プロポーザルの参加者に電子メールによって通知し、結果を都留市のホームページに掲載する。なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

(4) 契約手続き

本市と受注候補者は、提案内容に基づき、仕様書、価格等の協議を行い、契約内容を確定した後、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条に定める随意契約により速やかに契約手続きを進めるものとする。なお、契約に際しては、改めて見積書を提出するものとする。ただし、受注候補者との協議が整わない場合は、次点候補者と協議を行うものとする。

13 注意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する経費については、全て参加事業者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消すことがある。その場合においては、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- (2) 参加辞退
参加意向申出書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式は任意）により、提出すること。
- (3) 失格又は無効事項
次のいずれかに該当する場合には、失格又は無効とする。
ア 提出書類について、期限内に提出がなかった場合
イ 提出書類に虚偽の記載をした場合
ウ 審査の公平性を害する行為があった場合
エ 本要領に違反すると認められる場合
オ 第二次審査において、正当な理由なく遅刻又は欠席した場合
- (4) 応募書類の変更等
提出期限以降における応募書類の追加、変更及び再提出は一切認めない。
- (5) 応募書類の著作権は応募者に帰属するものとする（第三者のものを除く）。第三者の著作物を使用する場合はあらかじめ承諾を得るものとし、その責任はすべて応募者に帰属するものとする。
- (6) 提出された応募書類の公開については、都留市情報公開条例（平成 12 年都留市条例第 38 号）に基づき、公開することがある。
- (7) 市は取得した個人情報について当該評価に係る目的以外に使用しない。
- (8) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

14 問い合わせ及び各書類の提出先

〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目 1 番 1 号
都留市 総務部企画課 ふるさと納税戦略室
電話番号：0554-43-1111（内線 250）
メールアドレス：furusato@city.tsuru.lg.jp